

ネット上のいじめへの対応

- ・未然防止 ・いじめの把握 ・把握後の対応

未然防止 (すべての教職員が取り組む)

- ◆情報教育の充実
 - ・教職員の情報モラル指導力の向上
 - ・生徒にネットリスク回避能力を身に付けさせる
 - ・生徒の意識を高くもたせる(犯罪行為になることを自覚させる)
 - ・「工業情報数理」を中心に全ての教科で情報モラル教育を実施
- ◆ネット社会についての講話(防犯)の実施
- ◆学校内での携帯電話の使用禁止
- ◆保護者への啓発と家庭・地域との連携
 - ・保護者の理解を得る取組の充実(フィルタリングの設定)
 - ・家庭におけるルールづくり

ネットいじめの相談窓口→担任

ネットいじめが発生した場合、まず担任・保護者へ相談するよう日頃から生徒に意識づけをおこなうこと

ネットいじめの把握 (ネットの特性上大人の目の届かないところで起こる)

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・教職員の観察からの気づき

ネットいじめ把握後の対応流れ図

いじめの内容(例)

誹謗中傷・なりすまし・特定の生徒の個人情報掲載など 匿名性が高いことから安易に誹謗中傷が行われるため、被害が深刻なものとなり簡単に被害者にも加害者にもなりやすい。場合によっては犯罪行為となる場合もある。

